

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

北海道労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配意すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 90,516 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,529 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 2,465 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

青 森労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 31,177 千円

①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,621 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,267 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

岩 手労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 36,728 千円

①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,294 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

宮 城労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 32,616 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,189 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

秋 田労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 33,055 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,033 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,276 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

山形労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 33,343 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,320 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,195 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

福 島 労 働 局 労 働 基 準 部
労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 42,982 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,262 千円

茨 城労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 49,846 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,218 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

栃 木労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 43,632 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,192 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

群馬労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 44,621 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,320 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,192 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

埼玉労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 49,767 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,015 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

千葉県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 48,491 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,621 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,019 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

東 京 労 働 局 労 働 基 準 部
労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 118,849 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 2,012 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

神奈川県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 71,269 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,211 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,076 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

新 潟労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 57,038 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,448 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

富 山労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 22,580 千円

①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,171 千円

②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,092 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

石 川労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 27,255 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスカケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,161 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

福 井労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 22,319 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,111 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

山 梨労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 22,325 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,211 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,705 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,017 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

長 野労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 45,381 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,297 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

岐阜労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 36,408 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,320 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,681 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,246 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

静岡県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 47,203 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,033 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,621 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,216 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

愛知労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 90,078 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 2,484 千円

三 重労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配意すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 35,803 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,621 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,256 千円

平成 17 年 3 月 25 日

滋 賀 労 働 局 労 働 基 準 部
 労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
 労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
 なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 23,614 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,105 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

京 都 労 働 局 労 働 基 準 部
労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 40,190 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,598 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,284 千円

大 阪労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配意すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 85,224 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 2,526 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

兵庫労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 68,023 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,544 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

奈良労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 22,588 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,114 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

和歌山労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 27,826 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,705 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,172 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

鳥 取労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 16,964 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,081 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

島 根 労 働 局 労 働 基 準 部
労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 24,021 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,156 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

岡山労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 39,958 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,320 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,318 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

広島労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 52,233 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,476 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

山口労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 44,125 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,655 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

徳島労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 23,127 千円

①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,705 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,151 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

香 川労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 26,464 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,073 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,598 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,201 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

愛媛労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 33,623 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,601 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,297 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

高 知労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 22,999 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,664 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,155 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

福岡労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに 1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記 2 に留意すること。

示達予定額 72,063 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の 1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の 1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記 3 に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,987 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

佐 賀 労 働 局 労 働 基 準 部
 労 働 衛 生 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
 労働衛生課長
 (公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配意すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
 なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 22,870 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,621 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,269 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

長 崎労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 30,544 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,910 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,482 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

熊 本労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 37,826 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,546 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

大 分労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 29,026 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5,005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,360 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

宮 崎労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センターあたりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 21,458 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

7,871 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,527 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,266 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

鹿児島労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 37,138 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

8,320 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

4,803 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,573 千円

基安労発第 0325001 号
平成 17 年 3 月 25 日

沖 縄労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

平成 17 年度地域産業保健センター事業の委託契約額について

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳については下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 地域産業保健センター事業の委託契約額については、引き続き、厳しい財政状況の中、過重労働及びメンタルヘルス対策への取り組みを強化する観点から全体としては増額に転じているものの示達額の増額割合については、当該事業活動等の状況を踏まえ、一律としないこととした。
2. 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること。
3. 貴局に示達予定の額と参考までに1センター当たりに割り戻した額を以下のとおり示す。
なお、割り戻した額は、あくまでも目安であり、上記2に留意すること。

示達予定額 29,026 千円

- ①機能を強化する地域産業保健センター（拡充センター）の1センター当たりの委託契約額

9,008 千円

- ②拡充センター以外の1センター当たりの委託契約額

5005 千円

4. 上記3に加え、「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」に係る予算については、新規事業におけるコーディネーター研修予算を含めて、以下の通りとなる。なお、当該事業内容の取り組み状況により、改めて、示達額の追加措置を講じる場合もあることに留意されたい。

示達予定額 1,392 千円